

# 自転車指導啓発重点地区（福山東警察署）

令和8年1月

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 通行区分違反（右側通行）
- 並進の禁止
- 交差点での一時不停止



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

**1 道路の左側の端に寄って通行！**

歩道と車道の区別がある道路では車道の左端、歩道も路側帯もない道路では道路の左端に寄って通行しましょう。  
(右側通行は自転車や車と正面衝突する危険が高くなります。)

**2 「並進」は禁止！**

自転車は、定められた場所以外では、ほかの自転車と横に並んで走ることができません。

**3 交差点では必ず一時停止するなど安全確認！**

一時停止規制のある場所や見通しの悪い交差点では、必ず一時停止するなど安全を確認して進行しましょう。

重点地区



**【重点地区】奈良津町地区**

➤ **選定理由**

付近には中学校、高校が所在しており、通学時間帯には多数の生徒が自転車で通行しているが、地区内の道路は県道坪生福山線など交通量に対して幅員が狭く、福山北消防署前交差点周辺を中心に、生徒などによる右側通行などの交通違反が見受けられる。

警察では、自転車運転者の交通違反に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

自転車関連事故発生状況（R2～R7合計）

区分	福山東警察署管内	
		重点地区
自転車関連事故件数	634	10